

会員の皆様へ

高知県土木部建築指導課長

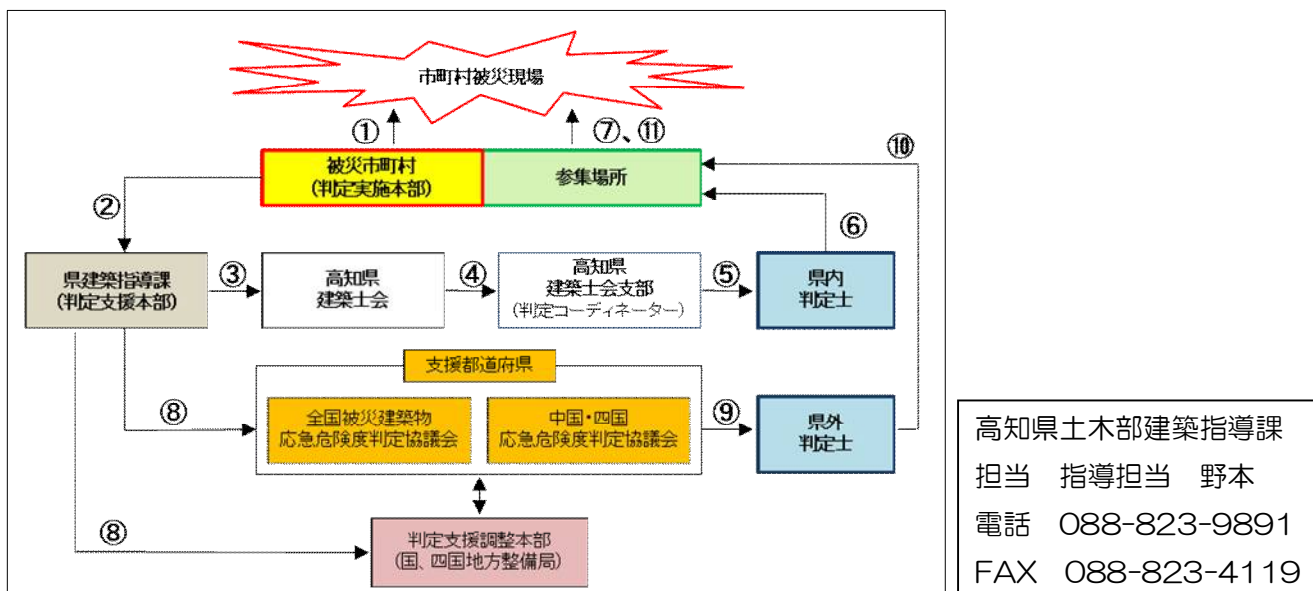
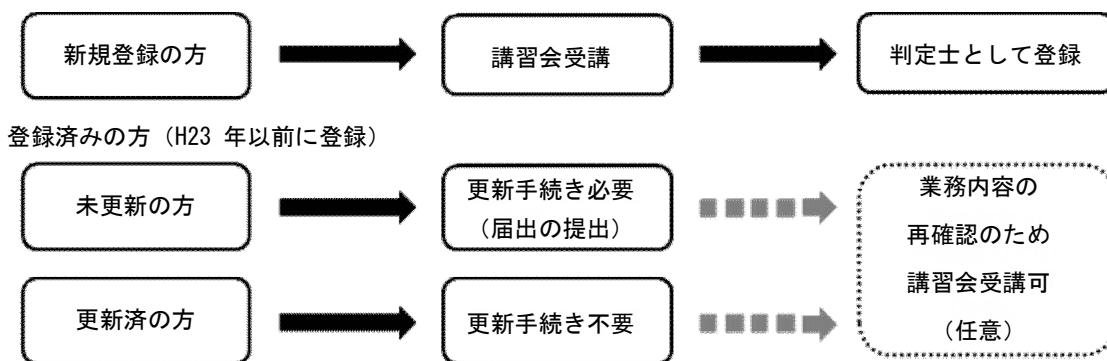
### 「被災建築物応急危険度判定講習会の受講」について（お願い）

日頃から、高知県の建築指導行政にご協力いただきありがとうございます。

震災時に、被災建築物応急危険度判定で「一応安全」と判定された住宅にお住まいの方々は、避難所や仮設住宅への移転が不要となり、直ぐに生活再建に取りかかることができます。このことは、避難所や仮設住宅の数を減らすことや、復興の即戦力の確保にもつながるものであり、復興支援の観点からも重要な活動と言えます。

また、東日本大震災では、被災状況の深刻さから、他県からの判定士の受け入れを断念し、地元判定士による判定が実施されています。南海トラフ地震発生の際には高知県においても同様の状況が想定されることから、県内の判定士を中心とした判定体制を整える必要があります。

このように、被災時には復旧復興活動の支援となる重要な役割を担う判定士ですが、高知県ではまだまだ人数が足りません。このため皆様におかれましては、講習会の受講及び判定士の新規登録をしていただきますようお願いいたします。



高知県土木部建築指導課  
 担当 指導担当 野本  
 電話 088-823-9891  
 FAX 088-823-4119

高知県被災建築物応急危険度判定実施体制フロー